

残存有効期間同一旅券の申請案内

2026.1

神奈川県で申請できるのは、神奈川県内に住民登録又は居所がある方です。

■ 残存有効期間同一申請について

- 有効な旅券に記載されている氏名・振り仮名や本籍の都道府県名等に変更があった方や、有効旅券の査証欄の余白が少なくなった方は、「残存有効期間同一申請」又は「切替申請」をしてください。
- 「残存有効期間同一申請」は、現在の旅券の有効期間満了日を変えずに、新しい旅券を発行するものです。なお、現在の旅券の残存有効期間を切り捨て、新旅券（10年用又は5年用）への「切替申請」をすることもできます。
- 有効な旅券に記載されている氏名・振り仮名や本籍の都道府県名等に変更があった場合は手続きが必要ですが、次にあてはまる場合は申請の必要はありません。

本籍の異動が同一都道府県内の場合。

現住所だけが変わった場合。

ご自身で旅券の最終ページ（裏表紙の内側）にある所持人記入欄の前住所を二重線で消し、新住所を記入してください。

ただし、2020年2月4日以降に申請された旅券には所持人の現住所を記入する欄はありません。

改姓等により戸籍上の変更はあるが、旅券面のローマ字表記に変更がない場合。

例：小野（ONO）→ 大野（ONO） 阿部（ABE）→ 安部（ABE）

- 國際結婚等で外国の氏名等を別名として併記又は削除する場合も申請することができます。

- 「残存有効期間同一申請」と「切替申請」は、どちらも所持人自署（サイン）、顔写真、旅券番号、ICチップ内のデータは新しくなります。旅券番号はお受取まで確認できません。発給のたびに変わります。

- 令和7年3月24日申請分からパスポートの申請が全面的にオンラインでもできるようになりました（一部対象外あり）。

オンライン申請では、スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、マイナポータルからパスポートの申請ができます。

比較項目	残存有効期間同一申請	切替申請
手数料 ()内は オンライン申請の手数料	6,300円 (5,900円)	10年用： 16,300円 (15,900円) 5年用： 11,300円 (10,900円) 12歳未満： 6,300円 (5,900円)
有効期間	発行日から現在の旅券の有効期間満了日まで	現在の旅券の残存有効期間は切り捨てとなり、 新旅券の発行日から10年間又は5年間
申請書	一般旅券発給申請書（残存有効期間同一用）：1通	一般旅券発給申請書（10年用又は5年用）：1通
	※未成年の方は法定代理人の署名が必要です。	
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none">● 戸籍謄本（戸籍抄本は不可。申請日前6ヶ月以内に発行されたもの。）：1通● パスポート用写真（3頁参照）：1枚● 前回発給された旅券（現在お持ちの有効な旅券） <p>※戸籍抄本では受付できません。戸籍事務が電算化された市区町村では「戸籍全部事項証明書」、電算化していない市区町村は「戸籍謄本」が発行されます。</p> <p>※有効旅券の査証欄の余白が少なくなった方の申請の場合、氏名・振り仮名や本籍の都道府県名等に変更がなければ、戸籍謄本は不要です。</p> <p>※ヘボン式ローマ字以外の表記を希望する場合は、ご自身の状況により、使用実績を示すつづりの確認ができる書類が必要になることがあります。</p> <p>※外国姓の表記を希望される場合は、国内外の公的機関が発行したつづりが確認できる書類が必要です。</p> <p>※次に該当する方は、住民票の写しが必要です。住民票の写しは、申請日前6ヶ月以内に発行されたマイナンバー（個人番号）の記載がないものをお持ちください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない方（最初の窓口でその旨お伝えください） <input checked="" type="checkbox"/> 転入・転居届提出日当日に旅券を申請する方 <input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県以外に住民登録をしていて一定の条件を満たす方</p>	

■ 婚姻等により氏名や本籍の都道府県が変わる方へ ■

婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁等の届出をしてから新しい戸籍ができるまでに日数がかかります。パスポートの申請には新しい戸籍が必要ですので、原則として新しい戸籍がてきてから申請してください。

ただし、新しい戸籍ができるから申請したのでは間に合わない場合には、新しい戸籍謄本をパスポートの受取の際に提出することを条件に、申請者の新しい氏名、性別（続柄）、生年月日、本籍が確認できる「受理証明書」で申請できます。

なお、外国人との婚姻により外国の姓に変更する場合は、「婚姻届受理証明書」に加えて「氏の変更届受理証明書」も必要になります。

「受理証明書」で申請ができるのは、本人申請と配偶者又は二親等以内の親族の代理提出に限られますのでご注意ください。

申請書の記入例

- 黒又は青の濃いインク又はボールペンで、枠からはみ出さないように記入してください。
- 申請書は機械で読み取りますので、折り曲げたり汚したりしないでください。
- 裏面も忘れずに記入してください。
- 消せるインクを使用したボールペンや、サインペンなど裏書きしやすい筆記具は使用しないでください。
- 修正液や修正テープは使用しないでください。書き間違えた場合は、二重線で消して訂正してください。訂正印は不要です。ただし、「所持人自署」は訂正できませんので、新しい申請書に書き直してください。

< 表面 >

変更・査証欄無		一般旅券発給申請書		(残存期間同一用)
受理年月日	受理番号	発行年月日	交付年月日	旅券番号
窓口記入欄	冊子等	10年	5年	
ここは記入しないでください				
<p>① 氏名</p> <p>戸籍の記載どおりに楷書体で記入してください。 振り仮名(ヨミカタ)はカタカナ、ローマ字はヘボン式ローマ字の活字体大文字で記入してください。 氏名の振り仮名や表記は、一度登録すると原則として変更することはできません。</p> <p>② 所持人自署</p> <p>申請者本人が記入</p> <p>所持人自署はそのまま旅券に転写されます。</p> <p>小学生以上の方は、申請者本人が署名してください。漢字で署名できない場合は、ひらがなやローマ字で署名してください。</p> <p>枠からはみ出さないように、点線から上に一行で署名してください。</p> <p>乳幼児で申請者本人が署名できない場合は、親権者が代筆し、点線の下に代筆者名も記入してください。</p> <p>障がいなどの理由で署名が困難な場合は、事前にお問い合わせください。</p> <p>③ 本籍</p> <p>本籍は都道府県名だけでなく、戸籍の記載どおりに番地まで記入してください。</p> <p>都道府県名は「神奈川県」のように必ず「都」「道」「府」「県」まで記入してください。</p> <p>④ 過去に申請した旅券の受領</p> <p>今までに申請した旅券を受領しなかったことがある方は「ある」、それ以外の方は「ない」に✓印を記入してください。</p> <p>⑤ 返納する旅券について</p> <p>残存有効期間同一申請のため返納する、現在お持ちの有効旅券について記入してください。</p> <p>⑥ 残存有効期間同一旅券の発給</p> <p>申請事由に✓印を記入し、現在お持ちの旅券の種類(10年又は5年)を○印で囲んでください。</p> <p>⑦ 現住所</p> <p>住民票記載どおりの住所と、勤務先などの日中の連絡先を記入してください。</p> <p>居所申請する方は下段に居所も記入してください。</p> <p>⑧ 日本国内の緊急連絡先</p> <p>海外渡航中に日本国内にいる家族等を記入してください。</p> <p>⑩ 外国籍の有無</p> <p>外国籍を有する方は「はい」に✓印を記入し、下の項目も記入してください。</p>				
ここは記入しないでください				

⑨ 刑罰等関係 申請者本人又は法定代理人が記入

刑罰等の各事項に該当しているか否か✓印を記入してください。「はい」に該当する方は別途手続が必要ですので必ず事前にお問い合わせください。

< 裏面 >

出発予定日 令和△年12月1日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にV印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

①□表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ②□旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的に) **ここは記入しないでください**

今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国名

旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。(別名併記の記入例: GAIMU(TANAKA))

(姓) (名)

(3) 最大31字まで(別名を含む)

(名) 最大31字まで(別名を含む)

注: 旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。
記号(・・など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。

外務大臣在
在外 大臣 殿 大使 総領事 殿

4 令和△年11月1日

法定代理人(親権者、後見人など)署名

5

6 申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしました、申し出ます。

令和△年11月1日

引受人氏名 渕辺 光一 申請者との関係 夫

引受人住所 川崎市幸区堀川町1-2-3

引受人記入

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和△年11月1日

連絡先電話番号 044(000)0000

生年月日 明治・大正・昭和・平成 令和3年8月3日

注意事項

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられことがあります。

(別記第4号様式)

①出発予定日

出発予定日が未定の方は「未定」と記入してください。

②主要渡航先での滞在期間

主要渡航先での滞在が3ヶ月以上になる場合は、最寄りの在外公館に在留届を提出する必要があります。在留届はインターネットで提出できます。

③旅券面の氏名表記

ヘボン式と異なるローマ字表記を希望する方、旧姓などの別名併記を希望する方は、この欄に記入してください。

氏名のローマ字表記は、一度登録すると原則として変更することはできません。

④申請年月日

申請日を記入してください。

⑤法定代理人(親権者、後見人など)署名

未成年者又は成年被後見人が申請する場合、親権者(原則として父又は母)又は後見人の署名が必要です。

※遠隔地に在住等の理由で申請書に直接記入できない場合は、同意書が必要です。

※成年被後見人が申請する場合は、事前にお問い合わせください。

⑥申請書類等提出委任申出書

申請者本人に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合は、必ず記入してください。

ただし、申請者本人が未成年者又は成年被後見人であり、法定代理人(親権者又は後見人)が代理提出する場合は、記入の必要はありません。

申請者記入欄
申請者本人が記入

引受人記入欄
引受人(代理人)本人が記入

■パスポート用写真 (カラーでも白黒でもかまいません) 提出された写真が旅券に転写されます

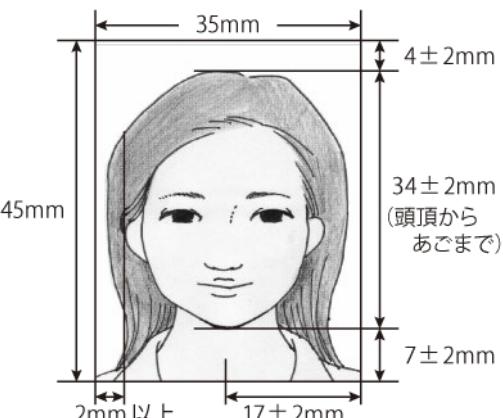
写真は事前に用意し、申請書に貼らずにお持ちください。

※既に貼り付け済みの場合は、はがさずそのままお持ちください。

※不適当な写真の場合は、撮り直しをお願いする場合があります。

【写真の規格(背景は白色を推奨します)】

- 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの
- 申請日前6ヶ月以内に撮影されたもの
- フチなしで右図の各寸法を満たしたもの(顔の寸法は頭頂からあごまで)
- 無帽であるもの
- 背景がないもの(影やグラデーションがあるものも不可)
- 目の周辺に、髪の毛、眼鏡、つけまつげ等の一部や影が入っていないもの



■ 県パスポートセンター窓口のご案内

パスポートセンター専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

名称	本所（横浜）	川崎支所	県央支所（厚木）
申請受付	月・木・金 9:00～16:45 火・水 9:00～19:00	月～金 9:00～16:45	
	※土曜日・日曜日・祝休日は申請できません。		
受取受付	月・木・金・日 9:00～16:45 火・水 9:00～19:00	月・木・金・日 9:00～16:45 火・水 9:00～18:30	
休業日	土曜日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日） ※日曜日は受取のみです。日曜日が祝日と重なる場合でも受取できますが、年末年始の日曜日は休業です。		

名称	小田原出張所	横須賀出張窓口	平塚出張窓口
申請受付	月～金 (午前) 9:00～12:00 (午後) 13:00～16:45	令和8年3月31日まで 毎週火曜日 令和8年4月から 毎月第2、第4火曜日 (午前) 10:00～12:00 (午後) 13:00～16:15	令和8年3月26日まで 毎週木曜日 令和8年4月から 毎月第2、第4木曜日 (午前) 10:00～12:00 (午後) 13:00～16:15
		パスポートの受取はできません	
受取場所	小田原出張所又は県央支所を選択	本所又は川崎支所を選択	本所又は県央支所を選択
	※選択した後の受取場所の変更はできません		
休業日	土曜日・日曜日・祝休日 及び 年末年始（12月29日～1月3日）	祝休日と重なる火曜日 及び 年末年始（12月29日～1月3日）	祝休日と重なる木曜日 及び 年末年始（12月29日～1月3日）

■ 受取 年齢に関係なく旅券名義人である申請者本人でなければ受け取ることができません

- 申請時にお渡しする「パスポート（旅券）引換証」が必要です。
- 前回発給された有効中のパスポートを必ずお持ちいただかないと、今回申請された新しいパスポートはお渡しできません。なお、お持ちいただいた前回のパスポートは、穴あけ処理をしてお返します。
- 発行日から6ヶ月以内にお受け取りください。発行日から6ヶ月以内に受け取りをされない場合、申請された新しいパスポートは失效となりお渡しできません。また、次回申請の際に別途追加で手数料（6,000円）が必要となりますので、ご注意ください。
- 手数料は受取の際に必要です。

■ 受取までの日数 土曜日・日曜日・祝休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は日数に含みません

申請場所	受取場所	受取までの日数（申請日・受取日を含む）
本所	本所	9日目から
	川崎支所	
	県央支所	
小田原出張所	県央支所	10日目から
	小田原出張所	11日目から
横須賀出張窓口	本所又は川崎支所	10日目から
平塚出張窓口	本所又は県央支所	

■ 代理提出をする方 申請者本人に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合

- 居所での申請や刑罰等関係に該当する方は、代理提出はできません。必ず申請者本人が窓口にお越しください。
- 申請書表面の「所持人自署」「刑罰等関係」、及び、裏面の「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄は、代理の方ではなく、必ず旅券名義人となる申請者本人が記入してください。
- 本人確認書類は、代理の方と申請者本人双方の書類が必要です。（有効な原本でコピーは不可）
- 代理の方による旅券の受取はできません。乳幼児でも必ず旅券名義人となる申請者本人がお越しください。

ご不明な点はパスポートセンターにお問い合わせください

電話案内センター 横浜 045-222-0022

電話受付時間：月・木・金・日 9時～17時／火・水 9時～19時（休業日は除きます）

※横浜市外からお掛けの方は市外局番045をお忘れなくお願いします

電話案内センターを利用できない方はホームページをご覧ください

公式サイト（神奈川県パスポートセンター）

検索

